

令和3年第2回女川町教育委員会会議録

- | | | |
|----|-------------|--|
| 1 | 招集月日 | 令和3年2月12日（金） |
| 2 | 招集場所 | 女川町役場3階 小会議室 |
| 3 | 出席委員等 | 1番 横井 一彦 委員
2番 新福 悦郎 委員
3番 中村 たみ子 委員
4番 山内 哲哉 委員
村上 善司 教育長 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 説明のため出席したもの | 教育総務課長 伊藤 富士子
生涯学習課長 中嶋 憲治 |
| 6 | 本委員会の書記 | 教育総務課 課長補佐 今村 等 |
| 7 | 開 会 | 午前10時00分 |
| 8 | 会期の決定 | 会期は本日1日限りといたします。 |
| 9 | 前回会議録の承認 | 教育長 はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りします。
すでに配布されておりますが委員の皆様方何かお気づきの点はありませんか。
無いようですので、承認とさせていただきます。 |
| 10 | 会議録署名委員の指名 | 教育長 2番 新福 悦郎 委員
3番 中村 たみ子 委員 よろしくお願いたします。 |
| 11 | 議 事 | 教育長 それでは、5番「議事」に移りたいと思います。
はじめに、議案第5号「条例案に対する意見について」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
(議案朗読)
教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育総務課長 ただ今、議題となりました議案第5号「条例案に対する意見について」、内容をご説明させていただきます。
条例など、議会の議決を経るべきものの議案の提案は町長の権限であり、教育委員会には議案の提案権はございません。教育委員会に関する議案を上程する場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定において、町長は事前に教育委員会の「意見 |

を聞かなければならない」と規定されており、また、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則では、教育に関する議会の議決を経るべき議案については、委員会は「意見を申し出ることができる」と規定されております。

今般、町長から、別添「写し」のとおり、1、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、今後開会されます町議会3月定例会に提案するため、令和3年2月3日付けで意見を求められたものでございます。

内容をご説明させていただきますので、参考資料の1をお開きいただきたいと思います。

まず、本条例は、地方自治法第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものに対して支給する報酬や費用弁償の金額を規定しております。

今般の改正は、本課が所管する学校医及び健康福祉課が所管する保育所医の報酬について、石巻市医師会長ほかから報酬等の見直しに係る要望書の提出を受け、石巻市及び東松島市と同額となるよう所要の改正を行うものでございます。

右側が現行（旧）、左側が改正（新）となります。

別表中、学校医について、児童生徒数割一人につき「240円」を「380円」に、また、併せて保育所医についても同様に、それぞれ改正を行うものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行するというふうにしてございます。

以上、条例制定の内容のご説明を申し上げましたが、よろしく御審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等ございませんでしょうか。
（「ありません」の声あり）

教育長 それでは、承認ということよろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

教育長 それでは、議案第5号は承認されました。
続きまして、議案第6号「条例案に対する意見について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

（議案朗読）

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 ただ今、議題となりました議案第6号「条例案に対する意見につ

いて」、内容をご説明させていただきます。

本議案につきましては、前議案と同様の理由で、今後開会されます町議会3月定例会に議案として提案するため、令和3年2月3日付けで町長から意見を求められたものでございます。

内容につきましては、「写し」の2番、「女川町学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。学校給食の年間日数や給食費等学校給食の実施に係る事項を調査・審議する機関といたしまして、学校給食運営審議会を設置いたしております。

審議会の委員は6名以内で組織するとされておりまして、現在は、学識経験者2名、小学校、中学校の校長2名、小学校、中学校のPTA会長2名、合計6名の方に委嘱をいたしております。

それでは内容をご説明いたしますので、参考資料の2をお開きいただきたいと思っております。

右側が現行（旧）、左側が改正（新）となります。

第2条におきまして、第2条は審議会の組織等を定めた条項となりますが、令和3年4月より女川町立女川小学校及び女川町立女川中学校の校長が1名体制となることから、同条第2項第2号において、「小学校及び中学校の」を削り「校長」とし、同項第3号「小学校及び中学校の父母教師会長」を、PTA会長に限らず広く、「児童又は生徒の保護者」と改めるものでございます。

本条例の可決をいただきました後には、学識経験者を2名から3名とし、校長1名、児童又は生徒の保護者2名の計6名体制にしたいというふうに考えてございます。

議案に戻っていただきまして、附則におきまして、条例の施行については、令和3年4月1日から施行するとしてございます。

以上、条例の制定の内容のご説明を申し上げましたが、よろしく御審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 新福委員 ただ今の議案説明について、ご質問等ございませんでしょうか。

(2)番の小学校及び中学校を削るといふのは分かるのですが、3番目のところの「会長」がなくなるという、広く「保護者」ということですが、会長を削って、保護者一般にするといふのは、今の現状として何か困難なことがあるかなと予想されるのですが、そのことによつて何か利点とかがあるのでしょうか。

教育総務課長 「会長」を、広く「保護者」といふ表現にさせていただきましたのは、PTAから会長の負担が重くなるというようなことのご意見がございまして、想定とすれば、PTAから推薦があつた保護者の方に広くお願いしたいというふうに考えてございます。

以上です。

新福委員 ということは、会長の負担軽減ということが大きな理由ということですね。了解です。

教育長 会長がだめだということではなくて、もしかして会長が推薦されるかもしれないけれども、一人体制になると今伺っておりますので、会長も一人になるということで、充て職というのが会長は多いものですから、その負担軽減も含めて、こういう見直しを行っているうちの一つというようなご理解をしていただければと思います。

新福委員 分かりました。

教育長 ほかにございませんでしょうか。
 (「発言なし」)

教育長 それでは、承認ということでよろしいでしょうか。
 (「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第6号は承認されました。
 続きまして、議案第7号「条例案に対する意見について」をお諮りします。
 書記に議案を朗読させます。
 (議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 ただ今、議題となりました議案第7号「条例案に対する意見について」、内容をご説明させていただきます。
 本議案につきましては、前議案と同様に、今後開会されます町議会3月定例会に議案として提案するため、令和3年2月3日付けで町長から意見を求められたものでございます。
 内容につきましては、町長からの通知の「写し」をご覧くださいと思います。
 3番、「女川町子どもの心のケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。
 女川町子どもの心のケアハウスは、東日本大震災による心のケアや、不登校児童生徒、保護者に対する教育相談等の支援を行い、学校生活への自発的な復帰を促す施設として、平成29年4月に旧第一小学校の一部施設を利用して開設をいたしております。
 今後、旧第一小学校跡地における新たな公共施設の検討や、当該施設の一部が土砂災害防止法による急傾斜地崩壊の特別警戒区域になっていることから、ケアハウスを利用する児童生徒等の安心・安全を第一に、女川町地域福祉センター(旧子育て支援センター)内に移転することとし、併せて、ケアハウスの業務内容に

福祉事業的業務の文言を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、内容をご説明させていただきますので、お手元の参考資料3をご覧くださいと思います。

右側が現行（旧）、左側が改正（新）となります。

第2条において、心のケアハウスの名称及び位置を規定してございます。表中の心のケアハウスの位置につきまして、「女川町浦宿浜字門前4番地」を「女川町鷺神浜字堀切山107番地17」、女川町地域福祉センターの位置に改め、第5条、事業において、第1項第1号「教育相談」の次に「心のケア」を明記する文言を追加するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則において、本条例については、令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、条例改正の内容のご説明を申し上げましたが、よろしく御審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等ございませんでしょうか。（「ありません」の声あり）

教育長 それでは、承認ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

教育長 それでは、議案第7号は承認されました。

続きまして、議案第8号「令和3年度予算案に対する意見について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

（議案朗読）

教育長 ただ今の議案については、教育総務課分と生涯学習課分がございまして、はじめに教育総務課長から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 ただ今、議題となりました議案第8号「令和3年度予算案に対する意見について」、内容をご説明させていただきます。

教育委員会に関する予算編成については、町長の権限であります。町長は事前に教育委員会の「意見を聞かなければならない」と規定されております。また、委員会は「意見を申し出ることができる」とされており、今般、町長から別添「写し」のとおり、「令和3年度女川町一般会計予算（教育委員会所管分）」について、事前の意見を求められたものでございます。

議案を1枚めくっていただきます。

最終ページをご覧ください。こちらに「令和3年度女川町一般会計（教育費）歳出事項別明細書」を添付してございます。

「教育費」の歳出に係る款・項別の本年度当初予算額、前年度（令和2年度）当初予算額、比較増減、伸び率、構成比率の一覧表となっております。

款項別では、「1 教育総務費」において、本年度187,073千円を措置し、前年度より15,983千円の減、伸び率は、マイナス7.87%となっております。

「2 小学校費」は、本年度88,087千円を措置し、前年度より9,897千円の減、伸び率は、マイナス10.10%となっております。

「3 中学校費」は、本年度78,958千円を措置し、前年度より13,934千円の減、伸び率は、マイナス15.00%となっております。

「4 社会教育費」は、本年度127,168千円を措置し、前年度より291千円の減、伸び率は、マイナス0.23%となっております。

「5 保健体育費」では、「保健体育総務・体育施設管理費」において、本年度855,180千円を措置し、前年度より369,118千円の増額となっており、伸び率は、75.94%と大幅な増加となる一方、「学校給食費」は、本年度62,525千円を措置し、前年度より6,912千円の減、伸び率は、マイナス9.95%となっております。教育費全体の本年度予算の総額は1,398,991千円となり、前年度と比較し322,101千円の増額、伸び率では、29.91%の伸びとなっております。

一般会計予算が9,940,000千円でございますので、一般会計予算に占める教育費全体の割合は14.07%となっており、前年度の4.24%から9.83ポイント増加しているという状況でございます。なお、前年度との比較の増減の内訳につきましては、後ほど項目別ごとにご説明をさせていただきます。

それでは、はじめに、教育総務課が所管する予算の内容について、私からご説明をさせていただきます。その後、生涯学習課所管の予算については生涯学習課長からご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、参考資料4-4をご覧ください。

はじめに、歳入をご説明いたします。

48ページをお開きいただきたいと思います。

第6目教育費国庫補助金になります。本年度予算額は518千円を計上し、前年度予算より48,138千円の減額となっております。これは、被災児童生徒等学習支援業務委託事業等の財源として、これまで国から直接交付されておりました「緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金」が、令和3年度以降、全額県に配分さ

れ、県からの委託事業に移行することになったことから、当該事業補助金に係る予算科目を「国庫支出金」から「県支出金」に予算計上を替えたことによる減額となっております。

また、第1節小学校費補助金、こちらは要保護（生活保護世帯）の児童が、「いわゆる学校病」等により医療機関を受診した際に要した医療費用や修学旅行費に係る経費の2分の1が国費で手当されることから、対象児童を4名と見込み、34千円を措置してございます。第2節、「特別支援教育就学奨励費補助金」は、石巻市の特別支援教育共同実習所での実習活動に参加する際の交通費分について、国費で2分の1補助となることから、前年度と同額の480千円を措置してございます。

次に、51ページ、第7目教育費県補助金をご覧ください。

本年度予算額は16,180千円を計上し、前年度より37,657千円の減額となっております。

減額の主な理由は、第1節教育費補助金において、「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金」を計上しておりますが、これは平成29年度に開設した女川町子どもの心のケアハウス運営経費に係る県補助金でございますが、平成28年度から平成30年度までの第一期中にケアハウスを整備した市町村の補助対象経費の見直しが行われることから、前年度より3,920千円ほど減額となっております。

また、同じく第1節教育費補助金において、前年度予算計上しておりました「コミュニティ復興支援事業費補助金」、これは学び支援事業、地域学校協働活動推進事業でございますが、それぞれ令和2年度をもって県の補助事業が終了することから、この分が全額減額となっております。

次に、第2節小学校費補助金及び第3節中学校費補助金に係る「被災児童生徒就学支援事業費補助金」については、それぞれ、小学校で4,164千円、中学校で4,769千円を計上いたしておりますが、前年度まで「通学費」の費目において対象となっておりましたスクールバスの業務委託料について、復興事業の完了に伴って補助事業の対象外となったことから、それぞれ減額となっているものでございます。

なお、東日本大震災による被災を受けた児童生徒で、かつ、経済的な理由で就学困難な児童・生徒への就学支援につきましては、令和3年度も前年度と同様に継続することとしてございます。

また、第2節小学校費補助金の「小学校入学準備支援事業補助金」については、新入学児童が入学時に購入する運動着を町が支給し

てございますが、その一部が県から補助されることから、89 千円を見込んで予算計上いたしております。

次に、52 ページ、第 3 目教育費委託金をご覧ください。

本年度予算額 27,698 千円を計上し、前年度より 24,714 千円増額となっております。

その主な増額の理由は、先程ご説明させていただきました、第 6 目教育費国庫補助金において、緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金分を当該科目で予算計上していることから増額となっており、また、小・中学校へのスクールソーシャルワーカー派遣事業に係る経費につきましても、引き続き県からの委託事業として、1,685 千円を計上いたしております。

次に、56 ページ、第 1 目貸付金元利収入をご覧ください。

第 5 節奨学金貸付金収入につきましては、令和 3 年度から新たに償還が開始する分として 8 名分 1,800 千円、継続して償還する分として 83 名分 17,310 千円、合計 91 名分 19,110 千円を計上いたしております。

次に、57 ページをご覧ください。

第 7 目教育費雑入のうち、第 3 節学校給食費雑入として、「学校給食納付金」21,283 千円を計上いたしております。

これは、昨年 11 月に、学校給食運営審議会において令和 3 年度の学校給食費及び給食回数に係る諮問を行いまして、前年度同様、一食あたりの給食費は、小学校が 255 円、中学校が 315 円、給食回数は、小学校が 200 回、中学校が 190 回との答申をいただいておりますので、その内容に沿った予算措置を行ってまいります。

次に、歳出をご説明させていただきます。

143 ページをご覧ください。

「教育総務費」は、教育委員会及び事務局に係る各経費を計上してまいります。

第 1 目教育委員会費は、教育委員会を運営する経費、教育委員の報酬、旅費、定例会等の教育委員会の会議録作成料などを計上しており、本年度予算額は、前年度とほぼ同額の 2,129 千円を計上いたしております。

第 2 目事務局費は、教育委員会事務局に係る管理運営経費を計上している科目となります。各種会議に係る委員報酬や教育総務課職員の人件費、小・中学校教職員の福利厚生経費の健康診断委託料や奨学生に対する貸付金等を計上いたしており、本年度予算額は 150,881 千円を予算措置し、前年度より 29,567 千円の減額と

なっております。

これは、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴いまして、カタール国への表敬訪問の見通しが立っていないことから、144ページの第8節旅費におきまして7,000千円を前年度より減額しているほか、145ページ、第12節委託料の「被災児童生徒等学習支援業務委託料」において、令和3年度以降の事業内容の見直しを行い21,800千円ほど減額となったものでございます。

次に、146ページ、第3目心のケアハウス事業費において、本年度予算額11,218千円を措置いたしております。前年度予算額と比較し862千円の増額となっております。

増額の主な理由は、会計年度任用職員の人件費（給料、職員手当、共済費）の増額に係る分で、継続雇用に伴う期末手当等の増額となっているものでございます。

なお、このほか、先の議案で可決いただきました、ケアハウスの移転先における地域福祉センター施設管理に係る経費等を予算措置しております。

次に、147ページ、第4目町誌編さん費をご覧いただきたいと思っております。

本年度予算額22,845千円を予算措置いたしております。前年度予算額と比較し12,700千円の増額となっておりますが、これは、平成29年度に委託業務を開始いたしました「女川町誌新編第1巻（仮称）制作業務委託料（債務負担行為）」で前年度予算額より12,636千円ほど増えたことが要因で、令和3年度に刊行する町誌の印刷製本費を含んでいることから増額となっているものでございます。

次に、148ページをお開きいただきたいと思っております。

第2項小学校費、第1目学校管理費をご覧いただきます。当該科目に係る本年度予算額は30,704千円を措置し、前年度予算額より5,812千円の減額となっております。

148ページの第10節需用費において、光熱水費を7,500千円予算措置しておりますが、電気料は前年度より2,000千円増額して7,000千円を措置し、水道料で前年度より500千円減らして500千円を予算措置しております。

次の149ページの中段の第13節使用料及び賃借料の前段のところに「空調機器等保守点検委託料」という項目がございます。2,210千円を本年度当初予算で新たに措置しておりますが、昨年度、新校舎への移転業務委託料が7,500千円、旧女川小学校の校庭の遊具撤去に係る工事請負費ということで1,320千円ほどを予算

措置しており、全体で減額となっているものでございます。

このほか、学校医の報酬につきましては、先程ご審議いただきました改正案において予算措置をさせていただきますして、維持管理に係る各種業務委託料については、新校舎管理に係る所要経費を計上いたしております。

次に、149 ページ、第 2 目教育振興費でございます。本年度予算額 57,383 千円を措置し、前年度より 4,085 千円の減となっております。令和 3 年度の新入学児童の見込みから、2 学級編成を見据え、補助教員を 1 名増員にて予算措置をいたしておりますが、次の 150 ページ、第 13 節使用料及び賃借料において、「スクールバス借上料」が、令和 2 年度第 2 学期からの徒歩通学に伴い、台数を前年度より 305 台減らし、令和 3 年度の年間運行台数を 440 台と見込んで 19,360 千円を措置し、前年度より 11,440 千円ほど減額となっているものでございます。

また、150 ページの第 12 節委託料におきましては、「ICT 教育支援業務委託料」において、ICT を効果的に活用した学習指導の強化を図るため、前年度より 414 千円増額し、2,106 千円を予算措置いたしております。

それから、第 13 節使用料及び賃借料の「学習支援ソフト利用料」1,260 千円でございますが、こちらの内訳につきましては、指導者用のデジタル教科書の Web 版の 1 年間の利用料を 396 千円計上しており、これは第 1 学年～第 6 学年の国語と算数、第 3 学年～第 6 学年の理科、第 5 学年・第 6 学年の社会科の教員用のデジタル教科書の利用料になります。そのほか、小学校第 4 学年～第 6 学年の児童用の A I 型タブレット教材として、学習支援アプリ「キュビナ」の利用料として 864 千円を予算措置しているものでございます。

次に、第 18 節負担金補助及び交付金において、「基礎学力充実支援事業補助金」につきましては、基本補助率を令和 3 年度から、これまでは検定料の 2 分の 1 であったものを 3 分の 2 に引き上げることとし、予算措置を行ってございます。

関連の要綱につきましては、次回の教育委員会で諮らせていただきたいと思っております。

第 19 節扶助費において、「被災児童就学扶助」につきまして、こちらは石巻市と足並みをそろえ、令和 2 年度と同様に事業を実施することといたしております。

次に、151 ページ、第 3 項中学校費、第 1 目学校管理費をご覧ください。

本年度予算額は 37,288 千円を措置し、前年度より 4,913 千円の減額となっております。

その主な内容につきましては、152 ページ、第 12 節委託料において、新校舎の「空調機器等保守点検委託料」、こちらは先程の小学校費と同様に 2,210 千円を新たに措置いたしましたが、新校舎への移転業務委託料 7,500 千円ほど全額減となっておりますので、その他経費と合わせて、全体で 4,913 千円の減額となったものでございます。

次に、153 ページ、第 2 目教育振興費になります。

本年度予算額は 41,670 千円を措置し、前年度より 9,021 千円の減額となっております。

これは、第 13 節使用料及び賃借料において、「スクールバス借上料」が、小学校と同様に、台数、それから使用する車両の見直しを行ったことから 8,030 千円の減額となっております。

それから、同じく第 13 節の「学習支援ソフト利用料」につきましては、小学校と同様に、教員用のデジタル教科書の利用料 264 千円。これは、国語が第 1 学年～第 3 学年の 3 学年分、ほかに、地理、歴史、公民、数学、理科の各教科で使用する教員用のデジタル教科書の利用料のほか、全学年で使う A I 型タブレット教材学習支援アプリ「キュビナ」の利用料として 840 千円を見込んで計上しているものでございます。

次に、第 19 節扶助費では、準要保護の対象者を令和 2 年度当初では 33 名ほど見込んでおりましたが、認定の状況から、令和 3 年度は 8 名程度見込ませていただきまして、扶助費全体では、前年度より 2,850 千円ほど減額をいたしております。その他、経費の増減により、全体で 9,021 千円の減額となったものでございます。

また、通学距離が 2 km 以上で、交通機関（浦宿駅～女川駅までの汽車）を利用して通学する生徒に対する定期券購入代の補助として 14 名分、292 千円を新たに措置いたしております。

次に、163 ページ、第 3 目学校給食費をご覧ください。

「学校給食費」は、学校給食の調理員の給料、賃金、調理場のガス代、電気代、給食の原材料費などを計上いたしております。本年度当初予算額は 62,525 千円を計上し、前年度より 6,912 千円の減額となっております。

主な理由につきましては、163 ページの第 2 節給料、第 3 節職員手当、次のページの第 4 節共済費の人件費において、栄養教諭 1 名、調理員 1 名の退職を見込んだ減額のほか、164 ページの第 10

節需用費の消耗品費において、前年度は給食食器の買い替え分として消耗品で2,000千円を予算措置しておりますが、買い替えが完了いたしましたので、この分が全額減額となっているものでございます。

それから、こちらの予算にはないのですが、前年度予算において措置しておりました復興費の学校建設費につきましては、新校舎整備の完了に伴いまして、すべて減額となっております。

それから、参考資料4-2をお開きいただきたいと思います。令和3年度の主な事業等の抜粋したものを添付いたしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上が、教育総務課に係る予算の概要となります。

次に、生涯学習課に係る予算のご説明を生涯学習課長にお願いいたしますが、なお、予算に関連する資料につきましては、町議会開会前の意見聴取ということでございますので、公表は差し控えていただきますようお願い申し上げます。

私からは、以上です。

生涯学習課長 それでは、引き続き、生涯学習課に係ります令和3年度の予算について説明させていただきます。

はじめに、歳入から説明いたします。

ただ今、教育総務課長が説明をしました参考資料4-4の45ページをお開き願います。

第7目教育使用料といたしまして947千円。内訳は、第1節社会教育使用料の勤労青少年センター及び生涯学習センター使用料として299千円、第2節保健体育使用料の体育施設使用料として648千円を予算措置しております。

前年度と比較いたしまして、234千円の減額につきましては、コロナ感染症予防対策による利用の減少及び令和3年度に行われる総合体育館大規模改修工事による休館を勘案し、使用料の減を見込んでおります。

次に、48ページをお開きいただきたいと思います。

第6目教育費国庫補助金、第3節保健体育費補助金として4千円。こちらについては、体力運動能力調査事務費補助金です。スポーツ庁からの依頼を受けて体力テストを実施した経費に係る補助金を予算措置しております。

次に、51ページをお開きいただきます。

第7目教育費県補助金、第4節社会教育費補助金として400千円。学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金です。これは、地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の実施・

運営に係る講師謝礼、旅費、消耗品等の経費の補助金を予算措置しております。

同じく、第5目保健体育費補助金として438千円。東京2020大会へ向けた気運醸成事業等補助金です。これは、聖火リレー通過市町村に対し、宮城県から装飾設置等に要する経費に対する補助金を予算措置しております。

次に、52ページをお開きいただきます。

第3目教育費委託金、第2節社会教育費委託金13千円。文化財保護事務処理交付金です。これは、埋蔵文化財に係る法令に基づく手続きを申請者から町を経由して、県に申請や立ち会いの依頼をする事務費として県から交付される金額を予算措置しております。

次に、57ページをお開きいただきます。

第7目教育費雑入、第1節社会教育費雑入で、生涯学習センターで行われる町民音楽祭や芸術鑑賞会などのチケットの売上代として830千円を予算措置しております。

同じく、第2節保健体育費雑入では、継続事業のトレーニング教室、ヨガ教室、体力づくり等の個人負担金分として120千円を予算措置しております。

以上が、歳入となります。

次に、歳出でございます。

154ページをお開きいただきたいと思っております。

第4項社会教育費、第1目社会教育総務費をご覧ください。

前年度と比較いたしまして、3,741千円の増となっております。増額の内容につきましては、155ページの第12節委託料で、町民音楽会業務委託料が前年度6,000千円から8,000千円に増額、芸術鑑賞会業務委託料が前年度2,343千円から3,498千円に増額になっています。これは、5年に一度の内容で予算を増額しております。来年度は女川町町制施行の95周年に当たります。そちらの関係で予算を拡大して実施するという形になっております。

その他、増減のあったのは、154ページに戻っていただきます。会計年度任用職員に係る給料の増額で、社会教育指導員の勤務体系を変更したことによるものです。

なお、予算書には細かく記載されてはおりませんが、歳入で説明いたしました、学校・家庭・地域連携協力推進事業に係る講師謝礼等につきましては、154ページ、第7節報償費の講師謝礼に含まれております。

次に、156 ページ、第 2 目文化財保護費をお開きいただきたいと思いをします。

前年度と比較して 109 千円の増額となっています。

その内容につきましては、前年度予算措置していた、女川町東日本大震災復興事業関連遺跡発掘調査報告書の印刷に係る経費が本年度はないことと、第 10 節需用費の印刷製本費が前年度 982 千円から 200 千円に減額したこと。また、第 12 節委託料の文化財標柱作製設置委託料として、埋蔵文化財整備に係る遺跡標柱設置 4 本及び三十三観音碑の表示看板設置委託料として 1,650 千円を予算措置しております。

同じく 156 ページの第 3 目勤労青少年センター管理費については、前年度と比較してほぼ同額の 61 千円の増額となっております。

前年度との違いについては、157 ページの第 13 節使用料及び賃借料で A E D 借上料 86 千円を新たに予算措置しております。

次に、157 ページ、第 4 目生涯学習センター管理費については、前年度と比較して 4,202 千円の減額となっております。

減額の内容につきましては、158 ページ、第 10 節需用費の光熱水費が実績により前年度 5,300 千円から 1,757 千円の減となっています。第 12 節委託料で、中央監視装置保守業務委託料が前年度 877 千円から 548 千円の減、空調機器等保守点検委託料が前年度 4,889 千円から 2,639 千円の減は、令和 2 年度に新たに契約を締結した結果の減によるものです。

この委託は、それぞれ役場庁舎内全体に係る保守業務で、全体の委託料から生涯学習センターの面積分を按分して生涯学習センター管理費に予算計上しているものです。

次に、160 ページ、第 5 項保健体育費、第 1 目保健体育総務費です。

前年度と比べて 2,424 千円の増額となっております。

新たに追加された事業につきましては、第 7 節報償費の一番下、地域力創造アドバイザー謝礼金 1,800 千円。これは、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを外部専門家から指導・助言、情報提供を受け、講師謝礼等の必要な経費を総務省が支援する事業です。

次に、161 ページ、第 12 節委託料 106 千円、看板製作設置委託料については、オリンピック聖火ランナーの通過時期に合わせて、レンガみちの街頭にペナントを作製し設置いたします。

これは、歳入で説明いたしました、東京 2020 大会へ向けた気

運醸成事業等補助金の対象となっております。

同じく 161 ページ、第 2 目体育施設管理費です。

前年度と比べて 366,694 千円の増額となっております。

主な事業といたしましては、163 ページ、第 14 節工事請負費の 713,550 千円で、町民庭球場改修工事、総合体育館改修工事、野球場表示灯改修工事、総合運動場案内標識設置工事、女川スタジアム周辺整備工事の工事費を予算措置しております。こちらの工事費につきましては、前年度予算が 403,000 千円の予算措置、本年度 713,550 千円ということで、約 300,000 千円増額しております。

前のページにお戻りいただいて、第 12 節委託料で町民庭球場改修工事測量設計業務委託、こちらで 4,290 千円と次のページの改修工事等に伴う施工監理業務委託料を 3 件合わせまして 11,859 千円を計上しております。

また、芝生保守管理委託料としまして 15,000 千円は、総合運動場内の芝生及び女川スタジアムの天然芝の保守管理委託料を計上しております。

そのほか、163 ページの一番上にあります、体育施設長寿命化計画策定業務委託 7,700 千円として、厳しい町の財政状況のもと、体育施設の安全・安心を確保し、効率的な維持管理や更新投資を計画的かつ的確に行っていくため、長寿命化計画を策定するものです。

以上、参考資料 4-4 による説明とさせていただきます。

なお、参考といたしまして、参考資料 4-3 に令和 3 年度生涯学習予算概要ということで、主な事業等を抜粋したものを添付しております。そちらを後でご確認いただきたいと思います。

以上、生涯学習課からの説明とさせていただきます。

教育長 ただ今の議案の説明について、教育総務課並びに生涯学習課どちらでも構いませんので、質問等ございませんでしょうか。

山内委員 小学校と中学校の教育のほうで ICT 教材の事業費というのですか、そちらの小学校のほうで、教師は更新系の ICT 教材のところで、各学年で国語であったり、算数であったり、社会であったり、分かれている理由というのは何かあるのですか。第 4 学年が社会で、第 3 学年が算数だったかな。そんな感じだったような気がしたのですが。（「デジタル教科書」の声あり）そうです。デジタル教科書ですね。

教育総務課長 確かにおっしゃられるとおりで、現場の先生方の学校の要望を聞きながらさせていただいてはいたのですが、国語と算数は、第 1

学年からデジタル教科書を使って見える形で授業を展開したいという要望もあって、先生方の意見を伺いながら措置したわけですが、生活科及び社会科については、第1学年から第3学年まで紙の教科書で指導していくというようなお話でしたので、そういったところで予算措置をさせていただいております。

山内委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 それでは、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第8号は承認されました。

次に、追加議案となります。

議案第9号「令和3年3月末定期異動における教職員（管理職）の人事異動について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 議案第9号は、人事に関する議案ですので、秘密会にて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 暫時休憩します。

(書記退席)

教育長 休憩前の議事を再開します。

それでは、議案第9号は承認されました。

議事は、以上です。

12 報告事項

教育長 次に、6番「報告事項」に入らせていただきます。

はじめに、私からご報告いたします。

1月28日に教育委員会がございまして、それから日数があまり経っておりません。子供たちの様子、教職員の様子で大きな変化等はありませんが、要点のみ、資料に基づきましてご報告させていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

配布資料は、立春と書かれております「女川町教育委員会会議教育長報告事項」と「別添資料」の2部でございます。

「はじめに」というところで立春というようなことを書かせていただきました。

そこに書かれているとおりでございますが、今年の立春は2月3日で、節分は124年ぶりに2月2日でございます。通勤途中のラジオの中でその理由などアナウンサーが話しておりましたが、

分かったような、分からないようなお話でございました。
昨年度の2月の教育委員会会議で、枠中にあるようなことを書かせていただきました。

1年前を思い起こしていただきたいのですが、クルーズ船が横浜港に入港、そして、新型コロナウイルス感染症が世界的に感染拡大している時期でもございました。この時期に、校長先生、教頭先生方にはインフルエンザ対策として云々というようなことをお話させていただきましたが、それ以降は、ご案内のとおりでございます。

2ページに入らせていただきますが、全国で学校関係の一斉休業の要請があったところでございます。それから1年が過ぎたわけですが、この新型コロナウイルス感染症は世界的にもまだ猛威を振るっておりまして、1億を超える尊い命が失われたところでございます。

日本では、2回目の緊急事態宣言が発令されました。若干感染者の減少は見られておりますが、まだまだ気が休めない状況でございます。

校長・教頭会議では、とにかく愚直にこの感染予防対策を進めてもらうよう話していきたいと思っているところでございます。それから、中学校では立志の会が行われました。教育委員の皆様には、忙しい中足を運んでいただきましたことに感謝申し上げます。

コロナ禍の中で、期待していた合唱等は残念ながら聴くことはできませんでしたが、第2学年の生徒の一人一人の発表は、堂々として大変立派だったなと思っているところでございます。発表したことを忘れずに、これからも前を見て進んでいってほしいと願っているところでございます。

来賓でおいでになられました齋藤区長会会長から、お褒めの言葉を頂戴したところでございます。

そこに個人的な感想を書いておりますが、やはり震災直後とは、発表等の内容については変わってきているなど、時の流れというのを感じたところでございます。

残念だったのは、教員になりたいという生徒がいなかったというのは、私一人の感想かと思いますが、そこにいろいろなことを書かせていただきました。

先程も話しましたが、一人一人、これからまだまだ人生長いわけでございますので、前を見て頑張ってもらいたいと改めて願うところでございます。

なお、第2部は、新型コロナウイルス感染症の影響も考えまして来賓等にご退席をいただきましたが、女川に縁の深い第2学年主任の沖田教諭のお話があったところでございます。

なお、女川中学校立志の会はYouTubeによってもライブ配信が行われました。

「別添資料」に、新聞記事と「YouTubeによる配信について」という資料を添付しております。

「教育長報告事項」3ページに戻らせていただきます。

女川小学校関係ですが、先程話しましたように前回の会議からあまり時間は経っていないのですが、ここにあるようなことが行われました。

在校（庁）時間記録簿につきましては、「別添資料」3ページでございます。

だいぶ落ち着いてきまして、教頭先生が85時間で80時間をオーバーしておりますが、ほかの先生方は80時間未満という状況でございました。年度末慌ただしい日が続きますが、このような形で続いてほしいなと願っているところでございます。

「教育長報告事項」3ページに戻ります。

久しぶりの表彰といたしますか、第3学年の佐藤唯衣さんが県の交通安全ポスター作文コンクールで第2位に輝きました。おめでとうございます。

4ページに入らせていただきます。

これも新聞等で取り上げられましたが、震災の復興支援を縁に交流を続けておりました、群馬県玉村町立上陽小学校とのオンラインでの交流がありました。貴重な時間を子供たちが過ごしました。これからも、可能な限り玉村町立上陽小学校との交流を続けていきたいと思っております。

なお、小学校は、卒業式が3月19日（金）、修了式が3月24日（水）となっております。

女川中学校関係では、前回、山内委員から私立高校の入試について確認がありました。仙台育英学園高等学校の入試は、今年は、石巻地区は石巻グランドホテルで行われたところでございます。結果等については、後でお話させていただきます。

2月上旬は私立高校の入試がありました。

それから、小学校、中学校合同でございますが、合同授業研ウィークが2月8日（月）から12日（金）にあったところでございます。

バドミントン選手権大会というのは、バドミントン部が参加した

ものでございます。もちろん無観客で行われました。

以下、在校記録一覧表は、「別添資料」の5ページでございます。中学校もおかげさまでいろいろご配慮をいただき、教頭先生と吉田教諭が80時間を超えていましたが、ほかの先生方は80時間以下になっております。このような状況を小学校同様続けてほしいと思っているところでございます。

「教育長報告事項」に戻りまして、4ページの下に年度末のいろいろな行事等が書かれております。

第3学年の学期末考査が2月15日（月）・16日（火）に予定されています。それから、入学説明会が2月19日（金）。第1学年、第2学年の学期末考査が22日（月）と、翌日は祝日になりますので、24日（水）の2日間。

それから、高校入試関係でございますが、3月4日（木）に選抜試験。そのときに受けられなかった生徒さんの追試験が3月10日（水）になっております。合格発表が3月14日（火）、第二次学力検査が3月22日（月）となっております。

中学校の卒業式は3月6日（土）、修了式は、小学校と同じく、3月24日（水）となっております。

「教育長報告事項」5ページに入らせていただきます。

前回お話をさせていただきました標準学力調査、これは1月に実施したものでございます。

「別添資料」の6ページをご覧になっていただきたいと思います。そこに一覧を載せております。

小学校は国語と算数、中学校は5教科実施したところでございます。人数が35人ほどの人数で、その平均となると統計学上いろいろな問題等はあるかもしれませんが、平均正答率で載せております。

5ポイントのプラスマイナスは致し方ないとは言え、小学校では、第6学年が気になるところでございます。また、第4学年は、全国平均正答率を上回る結果になっております。

この標準学力検査というのは、会社名を出して恐縮ですが、東京書籍で行われているもので、全国で約2万人を超す児童生徒が受けていると言われております。全国でどのくらい受けているかについては、今、小学校、中学校で調べてもらっていますが、ただ、1万人は超えておりますので、データの信ぴょう性はあるのかなと思っております。その辺のところを踏まえて、これを今、小学校では細かく分析して、2月・3月で何をしなければならぬか等対策を講じているところでございます。

中学校の特に第2学年が少し心配でございます。第1学年は保っております、第3学年も、放課後学習などの成果が表れているのかなと感じております。第2学年が少し気になるところでございまして、全教科で大きく下回っております。これについては、校長先生、教頭先生にお話をしまして、来週あたりから具体的な話をし、取組等を考えてもらおうと思っておりますのでございます。

まず、速報という形で、標準学力調査結果はこのような状況となっております。

「教育長報告事項」5ページに戻させていただきます。

2月4日(木)に令和3年第1回女川町議会臨時会がございました。教育委員会関係では、生涯学習課関係を議案第2号、議案第3号、議案第4号の補正予算等で上程をしたところでございます。生涯学習課長にいろいろ答弁をしていただきました。すべて原案どおり可決されたところでございます。

それから、2月1日(月)に教育長会議がございまして、樋口所長からの指示があったところでございます。

この中で、四つ目でございますが、登米市内で発生した講師の不祥事については、県教委でも大変がっかりしております、ましてや東部教育事務所管内で発生したということで、所長の話のほとんどがこの不祥事防止についての話でございました。そのくらい所長も重く受け止めているところでございます。

私どもも所長の意を酌んで、年度末等、不祥事防止については十分に配慮していきたいと思っております。

なお、この不祥事防止については、校長会議でも所長から話があったところでございます。

それから七つ目ですが、所長からは、新型コロナウイルス感染症感染防止については、何とか大丈夫だろうということではダメである。「レベル3」の対応をしっかりとお願いしたい旨の話があったところでございます。

以下、事務担当、学事班長から連絡、説明があったところでございます。

6ページに入らせていただきます。

2月1日(月)に女川町新型インフルエンザ等感染症対策本部会議があったところでございます。

「別添資料」の10～11ページに資料を添付しておりますので、後でご覧になっていただきたいと思っております。本町では、6名の感染者が発生して以降、感染者は出ておりません。何とかこの調子

で進んでいってほしいと願っているところでございます。
それから、2月3日（水）に女川町いじめ問題対策調査委員会が
開催されたところでございます。

これは、何か問題があったときに調査委員会を行うという流れが
通常なのですが、本町では、何もなくても、毎年1回、いじめ問
題対策調査委員会を開催しております。

大変貴重な意見をいただきました。ここでいただいたご意見等を
踏まえて、いじめ防止に取り組んでまいりたいと思っております。
なお、その詳細な内容については協議会でお話をさせていただきます。

「別添資料」12 ページには、女川町いじめ問題対策調査委員会
の委員名簿を載せております。

5名の委員をお願いしております。

この中で、弁護士の三橋委員からは、いろいろ細かい指摘をいた
だいたところでございます。また、宮城教育大学の久保委員には、
小学校第5学年の児童に係るいろいろな指導をいただいていると
ころでございます。

「教育長報告事項」6 ページに戻らせていただきます。

校長・教頭会議は、2月24日（水）に開催される予定でござい
ます。

生涯学習関係については、生涯学習課長配付資料で後でお話がご
ざいます。

7ページ、その他。ここに書かれているとおりでございますが、
役場庁舎内リモートワークを2月10日（水）に行ったところ
ですが、これは、何か発生した場合などに備え、全庁をあげてリモ
ートワークを試行したところでございます。

奨学生の選考委員会が2月8日（月）に行われたところでござい
ますが、奨学生選考に係る話題が協議会で出されますので、よろ
しく願いいたします。

「おわりに」ということで、ここにいろいろと書かせていただき
ました。

その中で、「別添資料」の13 ページをご覧になっていただきたい
のですが、石巻高等学校の校長先生から「新型コロナウイルス感
染症に係るクラスター発生のお詫びと学校再開のお知らせ」とい
うご丁重な文書を頂戴したところでございます。

2月2日（火）から全学年そろって学校で授業などを再開したと
いうことでございます。本当にいろいろなご苦勞があったと拝察
するところでございます。

教育総務課長

それから、「教育長報告事項」7ページに戻っていただきまして、「3.11」、昨日もマスコミ等で女川町の様子が取り上げられておりましたが、いよいよ10回目の追悼式を迎えることになりました。本当にあっという間の感じでございます。

私からは、以上でございます。

続いて、教育総務課長から報告させます。

それでは、「教育総務課報告・連絡事項」ということでご報告をさせていただきます。

まず、大項目1番の日程関係でございます。

教育長の報告と一部重複する点もあると思いますが、よろしくお願いたします。

まず、実施済みといたしまして、抜粋いたしまして、(3)令和2年度「立志の会」ということで、1月29日(月)、中学校でございました。教育委員の皆様には足を運んでいただきまして、大変ありがとうございました。

それから、(4)女川町いじめ問題対策調査委員会、2月3日(水)に開催いたしております。

(5)令和2年度第1回女川町奨学生選考委員会を2月8日(月)に開催いたしております。内容につきましては、「その他」でご説明をさせていただきます。

次に、実施予定といたしまして、(1)第3回ブロック会議が2月17日(水)。

(2)いじめ問題対策連絡協議会が2月18日(木)。

(3)特別支援教育連携協議会が2月24日(水)。

(4)小中向連絡協議会が2月25日(木)。

(5)町議会3月定例会が3月1日から開会予定になってございます。

(6)東日本大震災「女川町追悼式」ということで、3月11日(木)午後2時40分から予定ということで、総合体育館を会場に挙行される予定でございます。

大項目2番、その他。

まず、女川町奨学生の選考についてということで、ご報告をさせていただきます。

女川町の奨学生選考委員につきまして、今般、新たに教育委員から山内哲哉教育委員に入ってくださいました。それから、女川中学校伊藤拓巳校長、それから、社会福祉協議会から齋藤俊美副会長の3名に入ってくださいまして、6名の委員のもと、2月8日(月)に第1回選考委員会を開催いたしております。

令和3年度の奨学生の貸与に係る選考委員会につきましては、専門学校希望者が2名、短大希望者が1名ということで、計3名の申し込みがございまして、いずれも3名、選考結果ということで決定をいたしております。

金額については、月額50,000円の貸与希望ということで決定をいたしております。

次に、2ページ目をお開きいただきたいと思います。

各種補助金の申請手続きについてということでございます。

学習塾代等支援事業補助金について、それから、高等学校等への通学に係る定期券等の補助金の手続きについて、申し込み未了、それから現況届が必要となりますことから、3月号の広報で周知をかける予定としてございます。

それから、令和3年4月1日児童生徒見込数ということで、現時点での見込みに人数を記載しております。

女川小学校、第1学年36名、第2学年29名、第3学年33名、第4学年36名、第5学年33名、第6学年36名、合計203名。第1学年につきましては、36名の入学予定ということで、ここは2クラスを予定してございます。

女川中学校でございます。第1学年、生徒見込数が31名、第2学年35名、第3学年37名、合計103名となっております。

それから、小・中学校の卒業式でございます。

中学校は3月6日(土)午前9時30分から、小学校は3月19日(金)午前10時から、それぞれ開催される予定となっております。

いずれも新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、在校生、それから来賓等入場者数を縮小しての開催を予定していると伺ってございます。オンラインによる動画配信を行うなどして、式場内に出席できない方々に見ていただきたいというお話でございました。

それから、離任式でございます。

令和3年3月末退職・転任教職員離任式を3月30日(火)午後1時30分から生涯学習センターホールで開催を予定してございます。

それから、学校支援ということで、株式会社ヒラツカ様から、新入学児童生徒用に交通標識入りクリアファイル100枚のご寄贈をいただいております。

以上でございます。

続いて、生涯学習課長から報告させます。

それでは、「生涯学習課報告・連絡事項（令和3年2月定例会）」
をご覧くださいと思います。

まず、1番目、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策につきましては、現在のところ、変更はございません。引き続き感染予防対策を行ってまいります。

2番、社会教育施設に係る整備工事・改修工事につきましては、終わった工事もありまして、今回は三つ、（仮称）清水公園グラウンド整備工事と女川町町民野球場復旧・改修工事、指定文化財保存展示施設ということで、三十三番碑を納める補陀閣の工事になります。これにつきましては、後ろに工事の現況の写真等を添付しておりますので、そちらもご覧くださいと思います。

3番、すばらしい女川を創る協議会见守り運動を2月10日（水）午後3時30分から実施しました。

それから、先程教育長からもお話がありましたが、4番、第1回町議会臨時会が2月4日（木）に行われました。こちらで工事の変更契約を上程しまして、原案のとおり可決されております。

5番、東北高等学校ラグビーフットボール新人大会が10日（水）から明日の13日（土）までということで、今開催しております。メイン会場が第二多目的運動場、練習会場が多目的運動場の人工芝でやっております。東北6県から各1チームの参加で、トーナメント方式でやっております。

こちらの上位3チームが全国大会へ出場ということで、昨日試合がありまして、今日は日程ではお休みの日となっております、明日の土曜日に決勝と3位決定戦が行われます。今決勝に残っているのは、宮城県代表の仙台育英学園高等学校と秋田県代表の秋田工業高等学校で、決勝戦を行います。

6番、学校支援です。

2月15日（月）に小学校第4学年で歯科学習をご覧くださいのとおり行っております。

次のページ、7番、家庭教育支援ということで、2月10日（水）に未就学児家庭教育学校『行ってみっぺし!!』ということで、このような内容をやっております。

2月19日（金）、家庭教育学級ということで、第6学年が『コサージュ作り』を親子でやっております。

8番、放課後子供教室ということで、2月1日（月）、8日（月）に、『わくどきスポーツ教室』ということで、体育館の中で瞬発力、持続力等を高める取組ということでやらせていただきました。『ダンス教室』も3回予定しております、2月3日（水）、9

日（火）は終了、最後に17日（水）に開催をするという形になっております。

一番後ろに「2月実施事業3月実施予定事業一覧表」を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上です。

教育長 報告は、以上でございます。

委員さん方、ただ今の報告事項について何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

なければ、報告事項についてはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

13 その他

教育長 次に、7番「その他」に入ります。

教育総務課長 要望書をご説明させていただきます。

公益社団法人全国学校図書館協議会理事長ほかから、別添資料でお配りしたように、2021年2月5日付けで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用に関する要望書の提出が町長あてにございました。

要望書の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、読書環境、学習環境の変化により、子どもたちの多様なニーズに対応できるよう学校図書館の蔵書拡充が喫緊の課題であるとし、地方創生臨時交付金は、読書習慣を身につける入口となり、思考と創造力を育む基本となる絵本、児童図書の購入にあて、さらには教科学習に欠かせない百科事典、図鑑、辞典などの教材配備をはじめ、情報化時代に不可欠な新聞の複数整備などにもあてるといふことの要望の内容となっております。

本件は、町長あてに提出された要望書でございますが、教育委員会所管に関する内容でございますことから、教育委員会に対する陳情書等の取扱いに基づき、教育長がその内容を確認のうえ判断した結果、直近の教育委員会へ報告するとしたことから、今般、その写しを配布させていただいたものでございます。

以上、報告となります。

教育長 報告について何かございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）。

教育長 ほかにございませんか。なければ「その他」については、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 それでは、来月の日程を組ませていただきたいと思います。

〔3月25日（木）午前10時からということで調整〕

教育長 25 日木曜日ということで組ませていただきます。
それでは、令和 3 年第 2 回教育委員会は、これで終了させていただきます。

14 閉 会 午前 11 時 37 分

15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。

議案第 5 号「条例案に対する意見について」(承認)

議案第 6 号「条例案に対する意見について」(承認)

議案第 7 号「条例案に対する意見について」(承認)

議案第 8 号「令和 3 年度予算案に対する意見について」(承認)

議案第 9 号(追加)「令和 3 年 3 月末定期異動における教職員(管理職)の人事異動について」(承認)

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

教育総務課 課長補佐 今村 等

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和 3 年 3 月 25 日

会議録署名委員

2 番委員

3 番委員